

観光まちづくり戦略形成促進事業 県外発愛知県周遊バスツアー対象基準

アンケート調査実施の対象となるバスツアーの基準については、以下のとおりとする。

1 対象とするバスツアー

- ・原則として首都圏及び関西圏等、愛知県外を発着地とするバスツアーであること。
- ・旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づく旅行業を営む事業者が実施するバスツアーであること。
- ・旅行業者が企画した愛知県を巡る募集型企画旅行の日帰り又は 1 泊以上のバスツアーであること。
- ・平成 29 年 月から平成 30 年 1 月末に実施するバスツアーを対象とする。
- ・主要目的地を愛知県内とし、愛知県内の観光施設を 2 カ所以上巡るバスツアーであること。
- ・下記 3 点のいずれかのコースに該当すること
 - ①本県の観光推進上、重点的に誘客を推進すべきテーマ性の高いバスツアーであること
(テーマの例：ポップカルチャー観光、武将観光、産業観光、ロケ地観光、スポーツ観戦観光等)
 - ②県内をめぐる広域周遊性の高いバスツアーであること
 - ③地域観光資源のブランド化及び知名度向上のため緊急性の高いバスツアーであること
(例：あいち航空ミュージアム、サムライ・ニンジャ フェスティバル 2017、あいちポップカルチャーフェスティバル 2018 等)
- ・着地型の視点で地域の新たな観光資源に着目したバスツアーを原則とするが、発地視点のバスツアーコースも他の要件を満たせば対象とする。

2 経由地について

- ・他県発着であるが、愛知県内にも集合場所を設定して経由してから開始するバスツアーは対象としない。
(例：①岐阜駅前及び②名古屋駅前を集合場所として、それぞれ順に立ち寄り乗車した後で、愛知県内の観光施設を巡るバスツアー→対象としない)

3 鉄道の利用について

- ・愛知県外を発着地として、鉄道で愛知県内に入り、愛知県内をバスツアーで周遊して要件を満たす観光施設を回り、鉄道にて愛知県外の次の目的地へ移動又は発地へ帰着する場合は対象とする。
(例：東京を発地として、名古屋駅まで新幹線利用。名古屋駅よりバスにて愛知県内を周遊し、2 カ所観光施設を巡る。名古屋駅より鉄道にて愛知県外へ移動又は東京へ帰着するツアー)

4 宿泊地について

- ・宿泊を伴うバスツアーの場合は、原則として愛知県内の宿泊施設を利用するバスツアーを対象とする。

- ・愛知県外で宿泊し愛知県内をバスで巡るツアーは、協議の上、例外的に対象とする場合がある。
(例：愛知県外発着で岐阜県飛騨高山に宿泊し、バスにて愛知県内の観光施設2カ所を巡るバスツアー)

5 アンケート調査実施数

アンケート調査は、催行旅行会社及びバスツアー参加者全員を対象として実施する。
大型観光バス：最大90台（催行旅行会社1社につき最大5台まで）
参加者：最大4,050人（バス1台当たり最大45人）

6 その他

- ・バスツアーを募集するパンフレット、チラシ等には、国及び県事業の支援を受けたツアーであること、アンケート記入への御協力をいただくことを明記する。

【記載例】

このツアーは、地方創生推進交付金事業（愛知県観光まちづくり戦略形成促進事業）の支援を受けて実施します。

参加者の方にはアンケート記入の御協力をいただきます

- ・他事業による支援等を受けて実施するバスツアーは対象としない。